

上尾市条件付一般競争入札公告

事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。なお、本公告に記載のない事項については上尾市条件付一般競争入札実施要綱の規定によるものとする。

令和8年2月6日

上尾市長 畠山 稔

記

1 発注課(資料等提出先)	都市整備部 道路河川課 (電話) 048-775-9049 (メールアドレス) s359000@city. ageo. lg. jp
2 入札対象案件	
案件1	
(1) 件名	8-5 汚泥回収処分業務（月前期）（単価契約）
(2) 場所	上尾市内
(3) 期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
(4) 概要	設計図書等のとおり。
(5) 予定価格	903,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
案件2	
(1) 件名	8-6 汚泥回収処分業務（月後期）（単価契約）
(2) 場所	上尾市内
(3) 期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
(4) 概要	設計図書等のとおり。
(5) 予定価格	903,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
案件3	
(1) 件名	—
(2) 場所	—
(3) 期間	—
(4) 概要	—
(5) 予定価格	—
案件4	
(1) 件名	—
(2) 場所	—
(3) 期間	—
(4) 概要	—
(5) 予定価格	—
案件5	
(1) 件名	—
(2) 場所	—
(3) 期間	—
(4) 概要	—
(5) 予定価格	—
3 入札条件等	
(1) 最低制限価格	あり(最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。)
(2) 入札保証金	免除
(3) 契約保証金	免除
(4) 入札者が1者の場合の取扱	入札を執行する
(5) 労働環境確認書の提出	不要 —
(6) その他	—
4 入札方法等	
(1) 入札の方法	上尾市電子入札運用基準に基づき、資料の提供、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(2) 入札の方式	一抜け方式 ① 落札決定順位は、案件1から案件2の順とする。 ② 落札決定順位上位の案件において落札候補者となった者が、その後に開札される他の案件で入札を行っている場合の入札書は、無効として取扱う。 ③ 落札決定順位上位の案件の資格審査の結果によっては、落札候補者が変更となる場合がある。その場合は保留通知書により再度通知する。 ④ 落札決定順位下位の案件において落札可能業者が1者のみとなった場合は、一抜け方式を取りやめ、通常的一般競争入札として開札し、落札候補者を決定する。
(3) 落札者の決定方法等	① 価格競争方式により落札候補者を決定し、電子入札システムの保留通知書の送信により落札候補者へ連絡する。 ② 落札候補者は、「6 入札に参加する者に必要な資格等」に指定された提出書類がある場合は、期日までに発注課へ提出すること。 ③ 落札候補者に対し入札資格審査を行い、入札資格を満たしていると認めるときは落札者として決定し、電子入札システムの落札決定通知書の送信により落札者へ連絡する。 なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。 ④ 入札結果は、落札者決定後に電子入札システムにより公開する。
(4) 設計図書等	仕様書、図面等は電子入札システム（入札情報公開システム）又は上尾市ホームページに掲載する。
5 入札手続の日程	
(1) 現場説明会	開催しない。
(2) 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年2月6日（金） 午前8時30分 から 令和8年2月16日（月） 午後5時00分 まで 入札参加を希望する者は、上記期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。ただし、資格審査は開札後に行うため、添付書類の提出は不要である。 ※社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わないなど、やむを得ない理由がある場合は、紙入札による参加が可能です。「上尾市電子入札運用基準」の（様式1）「紙入札方式参加申請書」を上記期間内に上尾市総務部契約検査課へ紙媒体で提出し、承認を得てください。
(3) 設計図書等に関する質問	令和8年2月6日（金） 午前8時30分 から 令和8年2月12日（木） 午後4時30分 まで 設計図書等に関する質問があるときは、上記期間内に質問書を電子メールにて発注課へ提出すること。 ※『質問書』の様式は上尾市ホームページに掲載しています。
(4) 質問に対する回答	令和8年2月13日（金） 午後5時00分 まで 質問に対する回答は、上記日時までに上尾市ホームページ（仕様書等公開ページ）へ掲載する。
(5) 入札書提出期間	令和8年2月18日（水） 午前8時30分 から 令和8年2月20日（金） 午後2時00分 まで
(6) 開札日時	
①案件1	令和8年2月24日（火） 午前11時00分
②案件2	令和8年2月24日（火） 午前11時20分
③案件3	—
④案件4	—
⑤案件5	—
6 入札に参加する者に必要な資格等	落札候補者は、次に示す提出書類（網掛け）を期限までに発注課へ提出すること。 提出期限 令和8年2月27日（金） 午後5時15分
(1) 入札に参加できる者の形態	単体企業
(2) 資格者名簿への登録	登録業種：土木施設維持管理 大分類：下水道 小分類：なし 公告の日において、令和5・6年度上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記の登録業種で登載されていること。

(3)所在地	資格者名簿に登録された「本店、支店又は営業所」の所在地が上尾市内にあること。
(4)業務実績	— 提出書類 —
(5)その他の事項	① 埼玉県で産業廃棄物収集運搬許可を有している者とし、産業廃棄物収集運搬許可に登録されている強力吸引車を所有（賃貸借も可）していること。 提出書類 登録されている運搬車両一覧の写し ② — 提出書類 —
(6)履行にあたって必要な資格(者)等	① — 提出書類 — ② — 提出書類 — ③ — 提出書類 — ④ — 提出書類 —
(7)参加制限	次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。 ① 政令第167条の4の規定に該当する者。 ② 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了していない者。 ③ 公告の日から落札決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。 ④ 公告の日から落札決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。 ⑤ 公告の日から落札決定までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。 ⑥ 公告の日から落札決定までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。 ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者
7 関連会社の参加制限	当該入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当する場合、そのうちの1者しか参加することができない。 ① 資本関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）子会社の関係にある場合 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

	② 人的関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は、民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 ③ 以下のいずれかに該当する2者の場合 ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合（以下「組合という。」）と当該組合の構成員である場合 ※当該入札に組合は参加せず、複数の構成員が参加する場合は除きます。 イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合 ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、他方の会社と同一である場合 ④ その他入札の適切さが阻害されると認められる場合
8 入札に関する注意事項	
(1) 入札書に記載する金額	総額（税抜き） 入札参加者は、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）、契約書、契約約款、設計図書等及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約の場合は除く。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書に添付する書類	業務委託費積算内訳書 電子入札システム（入札情報公開システム）又は上尾市ホームページからファイルをダウンロードし、電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。 ※指定書式以外を添付した場合は、入札が無効となります。
(3) 入札回数	1回（予定価格を事前に公表しているため、再度入札は行わない。）
(4) 入札の辞退	上尾市電子入札運用基準によるものとする。
(5) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(6) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ① 入札に参加する資格のない者がした入札 ② 記載すべき事項に係る情報に電子署名をせず、又は当該電子署名に係る電子証明書を添付しないで行われた入札 ③ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ④ 入札に関し不正の行為をした者がした入札 ⑤ 不備な業務委託費積算内訳書を提出した者がした入札 ⑥ その他入札の条件に違反した入札
9 契約の時期	
(1) 議会の議決	不要 —
(2) 仮契約書の締結	不要

10 契約書の作成	
(1) 作成方法等	落札者は契約書を2部作成し、契約日までに必要書類と一緒に「12 この公告に関する問い合わせ先」へ提出すること。 郵送による提出の場合は封筒に「契約書在中」と赤字で記入し、書留の返信用封筒を同封のうえ郵送すること。 ※契約書等の様式は上尾市ホームページに掲載しています。
(2) 契約書の種類	業務委託単価契約書（役務業務用）
(3) 契約日	「1 発注課(資料等提出先)」より落札者へ、別途連絡する。
11 その他	① 上尾市競争入札参加者心得を熟知のうえ、上尾市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 ② 提出された書類は返却しない。
12 この公告に関する問い合わせ先	総務部契約検査課 (電話) 048-775-5116 (メールアドレス) s104500@city.ageo.lg.jp